

(お客様用)

夜間預金金庫規定

村上信用金庫

夜間預金金庫規定

1. この規定の取引に係る契約の成立

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに当該取引に係る契約が成立するものとします。

2. 取扱い科目

夜間預金金庫（以下、「夜間金庫」という。）は、ご本人の当座勘定、普通預金またはその他の預金勘定へ営業時間外にご入金の場合に限り、ご使用になることができます。この夜間金庫ご使用による預金については、本規定のほか当金庫制定の当座勘定、普通預金その他該当預金の規定によりお取扱いいたします。

3. 投入方法

ご入金の場合は当金庫所定の当座勘定入金帳（または普通預金その他の入金伝票）または夜間預金金庫投入金額金種別内訳表に、氏名、日付、金額その他所要事項をご記入のうえ、現金、小切手等とともに入金袋に入れ、鍵をかけて夜間金庫へご投入ください。

なお、ご投入後、念のために一旦閉じた扉をもう一度お開けになって、入金袋が下に落ちたことをお確かめください。

4. 入金処理日

当金庫は、責任者および担当者立会いのもとに、当金庫の所持する副鍵をもって入金袋を開き内容を点検し、現金・小切手等と当座勘定入金帳（または普通預金入金伝票等）に記入されている預入金額とが合致したときは、入金袋を開いた日の日付をもって、ご指定の預金に入金手続きをいたします。ご入金の現金、小切手等が万一ご同封の当座勘定入金帳（または普通預金入金伝票等）にご記入の金額と相違しておりますときは、当金庫で、再鑑確認した金額をもってご入金の額といたします。

5. 損害の負担等

天災地変その他不可抗力によるご損害、夜間金庫外扉、入金袋の施錠またはご投入方法の不完全による事故等、すべて当金庫が内容を確認するまでに生じたご損害については、当金庫は一切その責任を負いません。

6. 入金袋の返却

入金袋ならびに当座勘定入金帳、預金通帳等はご入金の手続き終了後にお返しいたしますので、当金庫営業時間中にご来店のうえ、お受取りください。

7. 鍵の保管等

夜間金庫外扉鍵、入金袋、入金袋正鍵の保管については、十分ご注意願ひ、万一紛失破損等の場合は直ちにその旨、当金庫へお届けください。もし、お届けがないために生じたご損害については、当金庫はその責任を負いません。

なお、上記の場合に、その再製または修理については実費をいただきます。

8. 反社会的勢力との取引拒絶

この夜間金庫は、第9条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれかにも該当しない場合に使用することができ、第9条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をお断りするものとします。

9. 解約等

(1) この契約は、預金者の申出によりいつでも解約することができます。この場合、当金庫所定の手続を行ってください。

(2) 夜間金庫を3か月以上ご使用にならない場合、または次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしてください。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が前条に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められる場合

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、または預金者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きを行ってください。

① 預金者が夜間金庫使用申込時に虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他前これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前AからDに準ずる行為
- (4) 前三項により、この預金口座が解約された場合には、当金庫は直ちにこの契約を解約するものとします。

10. 鍵の返還

本夜間金庫使用約정을解約した場合は、夜間金庫外扉鍵、入金袋、入金袋正鍵を直ちに当金庫へお返しくください。

11. 譲渡、転貸等の禁止

夜間金庫の使用権は、これを転貸、譲渡、売買または質入することはできません。

12. 使用料

夜間金庫の使用料金は、利用する入金袋の数により当金庫が定める金額とします。

ただし、情勢により使用料を変更した時は、変更後の料金とします。

なお、使用料を徴求した後に情勢により使用料を変更した時は、変更日以降最初に到来する4月1日から変更後の使用料を適用します。

- ・使用料は、指定する預金口座から毎年4月1日（休業日の時は4月初めの営業日）に自動振替により1年分を徴収いたします。

なお、年度途中において新規契約をした時は、契約時に契約日に属する月を1ヶ月として、その月から3月までの使用料を月割計算にて徴収いたします。

13. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものと

ます。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

令和2年4月1日